

第3回 川崎市環境審議会自然共生部会 次第

- 日 時** 令和8年6月3日(水) 9:30~11:30
- 開催方法** 対面・オンライン(Zoom)のハイブリッド
- 会 場** オンライン開催(事務局 本庁舎17階1701会議室)
- 議 題**

・緑の総量の反転に向けて

資料1

・3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

資料2

・システミックデザイン手法を活用した施策の見える化

資料3

・強化すべき視点と目標値

資料4

・今後の審議の主な論点とスケジュール

資料5

報 告

・川崎市環境審議会自然共生部会における委員意見一覧

資料6

・令和8年度第1回環境審議会における意見一覧

資料7

・川崎市緑の基本計画の改定に向けた検討状況について

資料8

資料

- 資料1 緑の総量の反転に向けて
- 資料2 3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項
- 資料3 システミックデザイン手法を活用した施策の見える化
- 資料4 強化すべき視点と目標値
- 資料5 今後の審議の主な論点とスケジュール
- 資料6 川崎市環境審議会自然共生部会における委員意見一覧
- 資料7 令和8年度第1回環境審議会における意見
- 資料8 川崎市緑の基本計画の改定に向けた検討状況について

参考資料

- 参考資料1 川崎市環境審議会自然共生部会委員一覧
- 参考資料2 川崎市環境審議会自然共生部会市側出席者一覧
- 参考資料3 川崎市みどりの将来像
- 参考資料4 川崎市環境審議会自然共生部会設置等
- 参考資料5 川崎市環境基本条例
- 参考資料6 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例

I 緑の総量の反転に向けて

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

1 緑被率の算定

(1) 2020年の自然的環境資源の分布

【算出方法】 まちづくり局撮影 航空写真(オルソ画像)

【撮影時期】 2020/1/1撮影

【解像度】 1/10000 →300㎡以上の樹木の集団を抽出

【自然的環境資源の割合】 24.3%(2020年)



分類	面積
樹木の集団	約1,004ha
農地	約528ha
河川等	約755ha
運河	約1,222ha
計	約3,509ha

(2) 2025年の緑被率の作業状況 (速報値)

【算出方法】 Vantor社衛星画像

【撮影時期】 2025/8/20及び2025/9/22撮影

【解像度】 解像度50cm、4バンド・16ビット、
JSIオルソ⇒7㎡以上の草地、樹林地を抽出

【抽出結果】 28.2% (緑被地 40.7km²)

※市境の緑被地も示しているが、集計上は含まず



■ 今後の作業予定

・NDVIによる樹林地・草地の分類

・草地、樹林地のうち農地の抽出

※農地の筆ポリゴンもしくは土地利用現況データを活用し草地
ポリゴンと重なるポリゴンを農地と判定予定

・既存の調査結果との関係性の整理 (河川における水面等)

I 緑の総量の反転に向けて

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

1 緑被率の算定

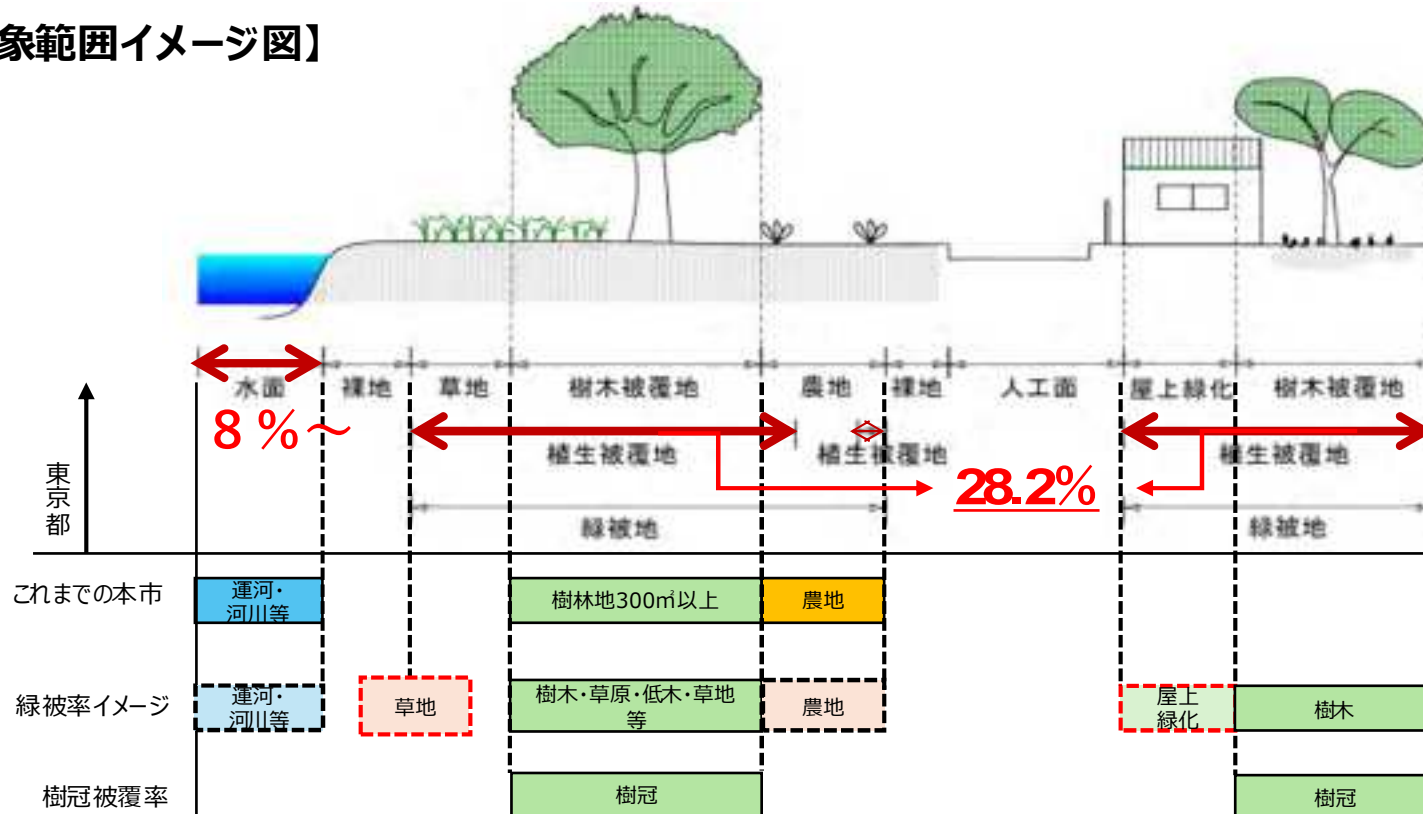
(3) 2025年の緑被率の6/1 速報値解説

今回の調査結果は、東京都の算出手法では、植生被覆地として整理され、緑被率の算定に向けては、農地との整理が必要。

定義	緑被地（緑被率）			
	植生被覆地(一部農地、屋上緑化を含む)			
区分	樹木被覆地	草地	計	農地
面積(割合)	(分析中)	(分析中)	40.7km ² (28.2%)	(分析中)

※緑被率の定義については、近隣都市との整合を図るため、樹木被覆地、草地、農地とする。

【緑の対象範囲イメージ図】



I 緑の総量の反転に向けて

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

1 緑被率の算定

(4) 建築行為に伴う緑化を推進した場合に創出される緑の量の推計

(仮定条件)

ア 用途地域別の面積から建築行為の対象としない道路や公園等のその他の要素を控除（表1）

イ 用途地域別に建築行為に伴い住居系は20%の緑被率、商業・工業系は10%の緑被率で緑化を行うことを想定（表2）

表1 控除率の試算

控除対象	面積 (ha)	市域面積に対する割合	備考
道路部	1,721	0.12	市資料
公園緑地	695	0.05	全公園緑地-特別緑地保全地区(樹林地に含まれるため)
農地	352	0.02	生産緑地等
樹林地	254	0.02	保全施策の計
運河	755	0.05	—
河川	1,222	0.08	—
合計		0.34	

表2 用途地域ごとの建築行為に伴い確保される緑の面積（推計）

用途	面積 (ha)	控除率 (%)	緑被率	面積 (ha)
住居系	8,374		0.2	1,105
商業系	1,432	0.66	0.1	95
工業系	2,921		0.1	193
合計				1,393

(5) 市域全体の目標とする緑の面積（重なりを控除した施策の合計面積）

(4) で算出した緑の量と公園緑地、農地、樹林地、運河、河川の面積を合計し、緑被率30%以上となることを確認

緑の要素	面積 (ha)	目標 (ha)	市域面積に対する割合	備考
(4)の緑	1,393 (推計値)	1,400(概数)	9.7%	(4)の通り
公園緑地	695 (現状値)	700(+5)	4.8%	樹林地の重複分を控除
農地・樹林地	606 (現状値)	600(概数)	4.2%	現状維持
運河・河川	1,977 (現状値)	1,977 (±0)	13.7%	現状維持
合計	4,607	4,677	32.4% > 30%	

I 緑の総量の反転に向けて

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

1 緑被率の算定

(6) 緑被率の速報値を踏まえた論点

(議論①) 速報値の捉え方

(緑の量)

- ・300㎡未満の樹林地や草地が調査対象に広がったことで、これまで把握できなかった緑を把握できた。
- ・これまで冬季の調査であったものが夏季の調査とすることができたため、樹木の葉がもっとも広がった時期の調査となった。

(留意点)

- ・農地と今回の植生被覆地の関係性を整理し、緑被率を確定することが必要
- ・緑被率の定義を決める（近隣都市との整合を重視）

(議論②) 緑被率の反転に向けて

●キーワード

(緑被率30%)

(開発動向)

- ・土地利用の動向（市営3号線延伸⇒市街化区域への編入）
- ・立地適正化計画との整合
- ・住宅戸数減少に伴う空き地・空き家を踏まえたまちのスポンジ化への対応としての空き地活用
- ・タワーマンションのこれから

(人口)

- ・人口動態（2035年が転換）

(時期)

- ・人口動態

(キーワード)

- ・コミュニティガーデン・リワイルド・ネイチャーポジティブ・気候変動・Well-Being

(社会課題)

- ・団塊の世代、ジュニア 相続問題、相続税

II 3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

2 新たなみどりの基本計画の考え方（振り返り）



※個別施策において軸となる視点とのつながりを示しています

II 3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

2 3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

① 生物多様性につながるみどりの基盤づくり

生き物も含め、みんなにとっていのち豊かなみどりの保全や創出を目指します



- 生き物も含め、みんなにとっていのち豊かなみどりの保全や創出を目指し、多様なみどりの役割を果たすための緑化施策及び市の重要な自然的環境の保全施策をアップデートします。

② みどりをつなげる人の輪づくり

みんなが活躍できるみどりの空間づくりによりグリーンコミュニティの形成や多様な主体のつながりを目指します



- みんなが活躍できるみどりの空間づくりによりグリーンコミュニティの形成や多様な主体のつながりを目指すため、公園に加え都市農地も含めた多様なオープンスペースを対象に広げるとともに、多様な主体を支援する仕組みにアップデートします。

③ みどりの価値を実感できるまちづくり

みんながみどりの価値を知り、その機能を最大限活用することで、社会課題の解決を目指します



- みんながみどりの価値を知り、その機能を最大限活用することで、社会課題の解決を目指す取組として、無関心層を含め、市民に伝わりやすく誰もが参加できる施策にアップデートします。

II 3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

2 (1)生物多様性につながるみどりの基盤づくり

ア 緑化施策のアップデート



① **みんなが育むみどり**
(対象規模の拡大・制度づくり)

市緑化指針により建築行為に伴う緑化を助言・指導してきましたが、みどりを確実に確保するため、**緑化の義務化と対象の見直しを検討**します。

● 緑を創出する制度に求めるもの

	現在	これから
建築行為を対象	緑の計画・整備・維持管理を助言・指導	緑の計画・整備・管理を義務化

● 緑化指針における協議対象の規模

種別	現在	これから
住宅	500㎡以上 20戸以上の 共同住宅	対象面積の引き下げを検討
事業所	1,000㎡以上の 事業所	

詳細はP9参照



② **親しみやすく、恵みを受け
るみどり**
(花を楽しむ、みどりある空間、雨水浸透)

市緑化指針により緑の面積と樹木の植樹を指導してきましたが、多様なみどりの機能を誘導するため、**緑化基準の見直しを検討**します。

● みどりの基準

	現在	これから
基準	・緑の量・質（樹木を重視）	・緑地の質・量両面（みどりが有する多様な機能を誘導）

イメージ

植栽の量・質

地盤面の量



参考：緑化指針のイメージ

参考：TSUNAG認定

詳細はP10参照



③ **まちがつながるみどり**
(見える、使える、整える)

市緑化指針により、接道部の緑化や生垣緑化を評価してきましたが、複層的な建築計画や生物多様性のつながりなどを**考慮した評価を検討**します。

● みどりの空間評価

	現在	これから
基準	・見える緑を評価	・使える緑を評価 ・地域の生物多様性への貢献度 ・立体的な建築計画に対応したみどり ・建築計画における多機能性も評価
備考	・生垣、接道部の緑化・壁面緑化	・広場・地域種の植栽・高層建築における階層上の緑・緑化ブロック等

詳細はP11参照

Ⅱ 3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

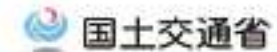
2 (1)生物多様性につながるみどりの基盤づくり

ア 緑化施策のアップデート(具体的なイメージ)



①みんなが育むみどり (対象規模の拡大・制度づくり)

緑化地域制度



概要

○緑が不足している市街地などにおいて、市町村が緑化地域を都市計画に定めることにより、**敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けることができる制度(建築基準関係規定)**
【都市緑地法第34条】

○都市計画における地域地区の一つ

- 対象区域** :「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地域」
- 規制の対象** :敷地面積が1,000㎡以上(条例で300㎡まで引き下げ可能)の建築物の新築・増築
- 規制の内容** :建築敷地の緑化率を、都市計画に定める緑化率の最低限度以上とすることを義務付け(建築の完了検査の対象)
※緑化率の最低限度の基準は、建ぺい率に関わらず敷地面積の25%まで設定可能

緑化地域の指定状況(令和6年3月31日現在)

都市	面積 (ha)	緑化率の最低限度 (%)
世田谷区	5,700	5~25
横浜市	25,000	10
名古屋市	30,300	10~20
豊田市	200	5~15
合計	約61,200	—

緑化地域制度のイメージ



II 3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

2 (1)生物多様性につながるみどりの基盤づくり

A 緑化施策のアップデート(具体的なイメージ)



②親しみやすく、恵みを受けるみどり (花を楽しむ、みどりある空間、雨水浸透)

TSUNAG認定における緑の評価の概念

- ◆ 審査にあたっては、「気候変動対策」、「生物多様性の確保」、「Well-beingの向上」及びこれらを通じて期待される「地域の価値向上」の観点から「質」を重点化し、「緑地の量」を加味して評価する。その際、「マネジメント・ガバナンス」、「土地・地域特性の把握・反映」も適合判定を行うこととする。
- ◆ 点数については、**合計150点満点で評価**。



「優良緑地確保計画認定制度 (TSUNAG) の概要について」
(<https://tsunag-mlit.com/tsunag/abstract/cn>)

「民間開発事業における緑の価値の可視化」

評価項目					
	気候変動対策の推進	生物多様性の確保	暑熱対策の推進	生物多様性の確保	雨水浸透の確保
イメージ					
概要	緑地の確保・創出で気候変動対策を推進	多様な植物の導入・育成により生物多様性を推進	緑地の創出・整備により暑熱対策を推進	緑地の創出・整備により生物多様性を推進	土壌・地下水の雨水貯留・浸透機能により雨水浸透を推進
対応方法	緑地の確保・創出・高緑地等から、緑地による暑熱対策の効果を最大化	雨水による自然の大雨時等対策(50、NO.1)の効果を最大化し、大気浄化効果を最大化	気候条件などを考慮し、みどり豊かな計画と雨水浸透対策を併用し、暑熱対策の効果を最大化	緑地の創出・整備による生物多様性の確保と雨水貯留・浸透機能の確保を併用し、雨水浸透の効果を最大化	計画段階から雨水貯留・浸透機能の確保を最大化し、雨水浸透の効果を最大化

都市における緑の価値を可視化する、5つの指標「みどりのものさし」 | PARK&MIDORI LIFE
(https://umekita.com/midori/features/for_20240717_25/)

Ⅱ 3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

2 (1)生物多様性につながるみどりの基盤づくり

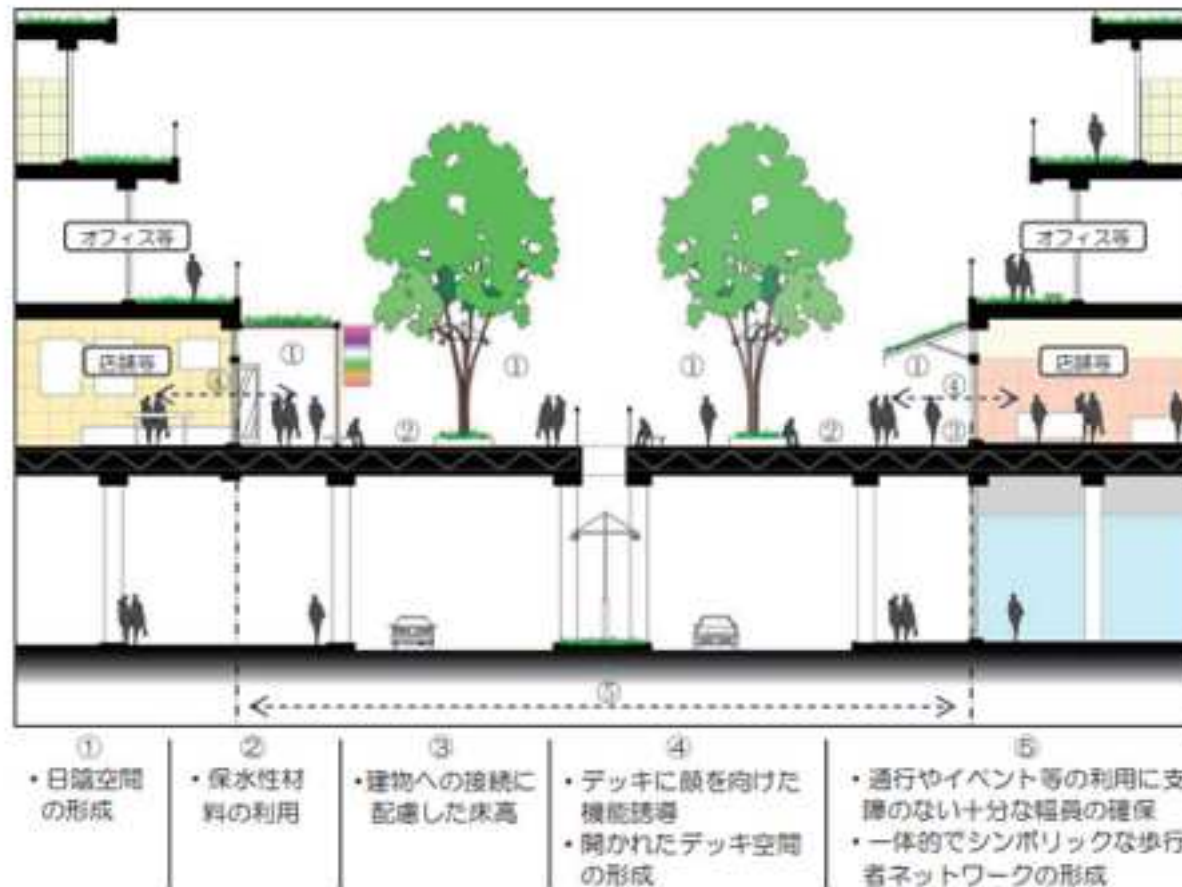
ア 緑化施策のアップデート(具体的なイメージ)



③まちがつながるみどり（見える、使える、整える）

「まちづくりガイドラインにおけるみどりのつながり等の誘導イメージ」

▼ 歩行者デッキの誘導イメージ



Ⅱ 3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

2 (1)生物多様性につながるみどりの基盤づくり

イ 保全施策のアップデート



①みどりをエリアで守る

(樹林地・農地を合わせた里山ユニットの保全、自然災害への対応)

斜面緑地の保全については、一定の成果をあげているものの、法面の安全確保に伴う樹林地の喪失を踏まえ、雑木林と農地のつながりの回復も含めた保全施策を検討します。

● 保全施策の対象

種別	現在	これから
樹林地	1,000㎡以上の樹林地を対象	継続 里山ユニットとしての保全
農地	生産緑地における租税制度の適用を受ける農地を対象	継続

※指定の基準

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）などに含まれた農地等を対象（既存宅地は含まない）

詳細はP13参照



②みどりを育てる

(若い森づくり、里山的な管理の拡大)

ナラ枯れや倒木など樹木の老木化に伴う課題や暗くなった林床における生き物への変化を踏まえ、樹林地の若返りと子ども達が自然環境に親しみきっかけづくりに向けた取組を推進します。

● 若い森づくり

・雑木林を目指した管理をする区域においては、老木化した樹木の伐採（皆伐・択伐）を行います。伐採後については、苗木の補植等を行い、樹林としての育成管理を継続して行います。（機能維持増進事業）



● 保全と利活用の好循環づくり

・里山ユニットが整った区域では、落ち葉の利用等を含めた循環型の農の実践や自然環境を活かした子どもの遊び場としての活用し、保全と利活用の好循環を生み出します。



詳細はP14参照



③ 保全を支える仕組みづくり

(企業とともに進める緑の保全)

民間事業者による開発行為にあわせた緑地の保全・再生のさらなる推進に向けて、これまでのオンサイトでの取組に加えて、オフサイトにおける緑の保全・再生や緑の価値を金銭化するなど、様々な開発ケースに柔軟に対応できる保全・再生手法を検討します。

● オンサイトに加え、オフサイト取組の仕組みづくり

【現在】「開発行為等において、公園の量の不足を一部金銭化し、緑化基金に協力を求める」
開発行為面積 A ㎡×公園面積（ B %）
×（単価 C 円/㎡）

⇒公園の再整備等へ充当

【これから】「開発行為等において、開発区域の自然的環境回復のための代替措置を金銭化し、（仮称）みどり基金に協力を求める」

⇒多様なみどりの緑化・保全施策等に充当

詳細はP15、16参照

Ⅱ 3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

2 (1)生物多様性につながるみどりの基盤づくり

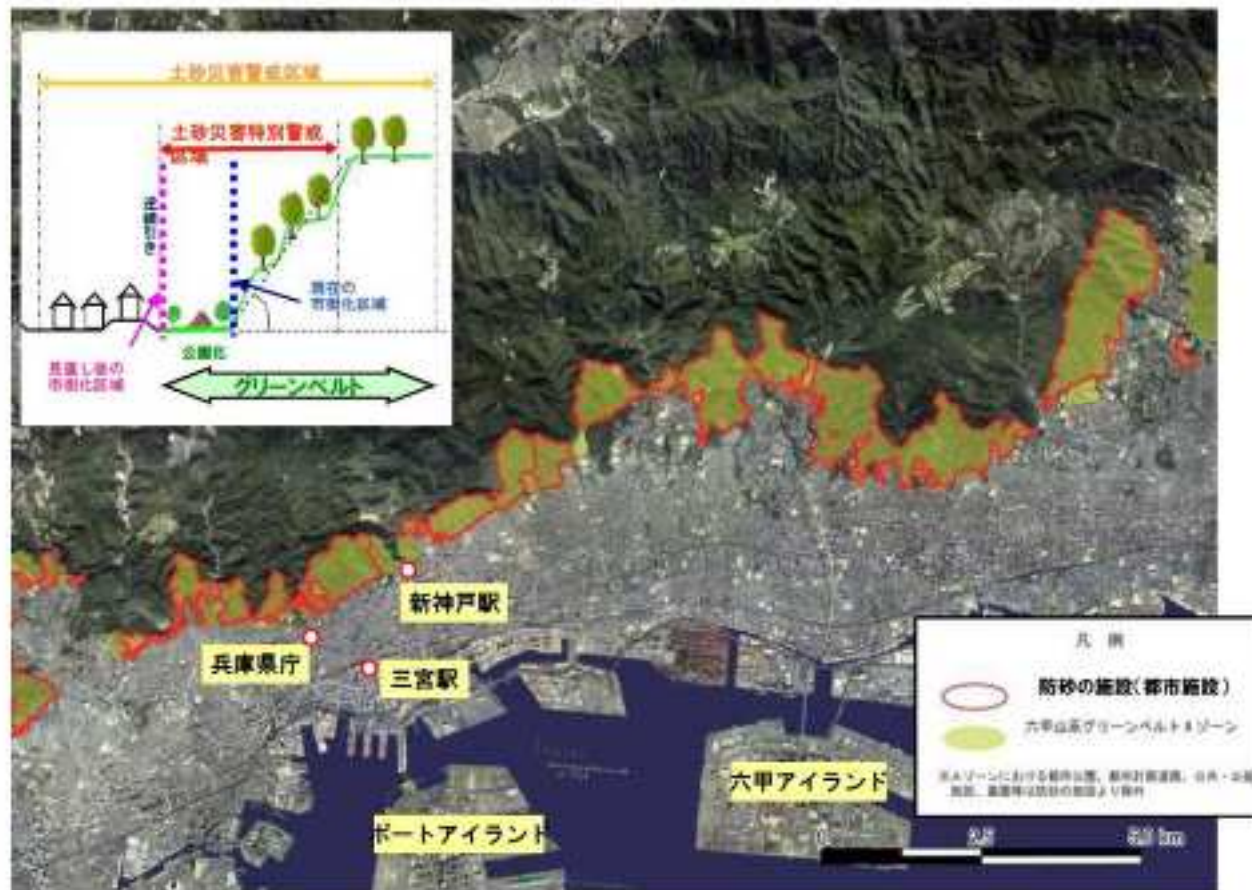
イ 保全施策のアップデート(具体的なイメージ)



①みどりをエリアで守る（樹林地・農地を合わせた里山ユニットの保全、自然災害への対応）

土砂災害特別警戒区域の指定を踏まえたグリーンベルトの整備事例（兵庫県）

都市山麓グリーンベルトの整備（六甲山系）



Ⅱ 3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

2 (1)生物多様性につながるみどりの基盤づくり イ 保全施策のアップデート(具体的なイメージ)



②みどりを育てる（若い森づくり、里山的な管理の拡大）

都市緑地の保全・更新に関わる国の事業概要資料（本市取組を紹介）

2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

国土交通省

①緑地の機能維持増進について位置付け(都市緑地法)

背景・必要性

- 特別緑地保全地区※について、所有者の高齢化等を背景に適正な管理が困難になる、台風等災害により荒廃が進む等の事情により、緑地としての機能が十分に発揮されない状況が発生。
※貴重な都市緑地について、建築行為等を規制して保全を図るために、地方公共団体が指定する地区。
- 緑地の機能の維持増進を図るためには、樹木の更新等により、緑地の再生・整備を実施することが必要。

概要

- 緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備（皆伐・択伐等）を「機能維持増進事業」（仮称）として位置付け。
- 特別緑地保全地区で行う機能維持増進事業について、その実施に係る手続を簡素化できる特例を創設。
一定の手続を経て緑の基本計画に記載した機能維持増進事業について、都市計画事業認可があったものとみなす。【予算関連】
→都市計画税を充当して機能維持増進事業を実施することが可能に。

機能維持増進事業

（皆伐・択伐等の緑地の再生・整備）

- ・10～20年に一度必要
- ・大径木の伐採を伴い専門技術が必要



維持管理

- （低木の整理、下草刈り）
- ・毎年必要
 - ・市民や企業と連携して実施



緑地の効用の発揮

- ・温室効果ガスの吸収促進
- ・生物生息環境の確保
- ・安全性の向上
- ・レクリエーション利用の拡大

機能維持増進のイメージ（神戸市）



特別緑地保全地区に併い置きの緑地の 樹木の択伐（機能維持増進） 安全に再生された樹林

維持管理のイメージ（川崎市）



審議用参考資料

II 3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

2 (1)生物多様性につながるみどりの基盤づくり

I 保全施策のアップデート(具体的なイメージ)



③ 保全を支える仕組みづくり (企業とともに進める緑の保全)

(参考)オフセットに関する世界の動き : 生物多様性クレジット 国土交通省

- ネイチャーポジティブ経済への移行に向けて、世界では、生物多様性に貢献する取組の成果を評価・認証し取引可能とする生物多様性クレジットの市場形成に向けた動きが進みつつある。
- さらにCBD COP16では、「Framework for high integrity biodiversity credit markets」(IAPB:生物多様性クレジットに関する国際諮問委員会)が発表され、生物多様性クレジットと市場の安全性を確保するために必要な基準が提唱された。

<生物多様性クレジット市場形成の動向>

- ✓ 生物多様性クレジット市場は、一部の国/地域において民間または政府主導での立ち上げが始まっている。



● 民間主導	
・オーストラリア	・南アフリカ
・ニュージーランド	・フランス
・コロンビア	・スイス
・英国	・スウェーデン
	・ブラジル
・ Wellcome Trust Biodiversity Credits (国際)	
・ Verified Impact Standards (国際)	

● 政府主導	
・オーストラリア	・インド
・ニュージーランド	・ニュージーランド
・ガボン	

● イニシアチブ	
➢ 気候変動と生物多様性に関するイニシアチブ	
・ WWF Biodiversity Credits Working Group (国際)	
・ Biodiversity Credits Alliance (国際)	
・ Taskforce for Nature Markets (国際)	
・ IUCN Global Standard For Nature Based Solutions (国際)	
➢ 標準化に関するイニシアチブ	
・ VDRRA (国際)	
・ Plan Vivo Foundation (英)	

<生物多様性クレジットの有効性とリスク>

- ✓ 生物多様性クレジットは、企業等が都市開発等において、その土地で生物多様性を再生・創出することができなかった際に、市場でアプローチすることができる、有効な解決策である。



- ✓ 一方で、現段階から国際的な取引を可能とすると、見せかけの環境配慮、グリーンウォッシュにつながるという危惧も根強く存在する。
- ✓ こうした背景より、公表された「高い信頼性のある生物多様性クレジット市場の枠組」(仮訳)では、地域と協働で解決に向かって取り組む「ランドスケープ・アプローチ」の考え方が重要であると示した。真に現場で支援を必要としている者に資金がまわり、根本的な課題解決につながるメカニズム構築に向けた議論が、引き続き展開される。

安全性を確保するための留意点

現場でとられた適切なデータ、及び科学的根拠に基づくこと

生物多様性の影響が及ぶ地域内でオフセットすること
(国境を越えたオフセットや二次市場は認めない)

クレジット購入者はサプライチェーンの関係者であること

現場で収集されたあらゆるデータに対し、その土地の人がアクセスできるようにすること

など

出典: <https://www.ipbnet.org/en/news>

10

Ⅱ 3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

2 (2)みどりをつなげる人の輪づくり

ア みどりとオープンスペースの拡大

- ・公園緑地に加え、公有地の緑を活かした取組や公開空地、コミュニティガーデンなど、緑とオープンスペースを幅広く取り組む。



公園緑地



公有地の活用



公開空地



コミュニティガーデン (農地)

イ コミュニティツールとしての都市農地の保全・活用

- ・開発等での設置された、市内に多くある小規模公園での農的な活用の促進
- ・都市部における農的体験へのニーズへの対応として課題となっている、公的施設における収穫物の取扱い等の整理・解消
- ・農業施策としての農地保全だけでなく、多様な分野の視点からの活用を通じた保全の推進
 - ⇒障がいのある方の活動の場としての活用
 - ⇒農体験を通じた子育て・教育の場（生物多様性・食育・環境教育）としての活用
 - ⇒地域コミュニティ活性化施策としての活用

詳細はP18～22参照

ウ 新たな担い手を育てる仕組み

- ・公園等における新たな担い手を育てるために関わりの段階に応じた多様な支援を行う。



詳細はP23参照

Ⅱ 3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

イ コミュニティツールとしての都市農地の保全・活用(事例調査)

本市の計画では、「生産緑地法に基づく農地の保全」や「農とのふれあいの機会の提供」をこれまで位置づけてきましたが、さらなる推進に向けて他都市の先進事例を次の通り調査を行いました。

都市農地の先進事例の比較

施設名	せせらぎ農園	たもんじ交流農園	農業公園（6か所）
所在地	日野市内	墨田区内	世田谷区内
運営主体	一般社団法人 TUKURU	NPO法人寺島・玉ノ井まちづくり協議会	行政（委託先：外郭団体やJA）
手法	生産緑地の貸借	民有地の貸借（市民緑地認定制度）に基づく市民緑地	都市計画公園（特殊公園）
行政との関わり	助成金等	助成金等	—
経緯	ごみの減量化に向けた取組	・地域振興（スカイツリー開業に伴うまちづくり。寺島なすの活用）	・世田谷区農のみどり保全活用方針 ・農地保全重点地区
参加費（登録料）	・12,000円／区画・年 ・500円／人（1日参加） ・視察対応 1,000円／人	・5,000円／区画・月	・500円／人程度（イベント時）
利用者数	・会員37人 ・年間来園者数1,400人以上	・未集計だが、区画は常に埋まっている	・約20,000人 （桜丘農業公園来園者）
主な維持管理費	・運営費（消耗品等） ・事業費（保険・イベント等）	・固定資産税 ・講師派遣費 ・水道代・消耗品	・農地管理費
収穫物の取り扱い	参加者で平等に分ける（1日参加の人は有料）	地域のレストラン等への販売、参加者で分ける	区民祭で配布、子ども食堂への配布等
地域との連携	・子ども向けイベント（食農・生き物体験） ・多世代交流	・青果リレー ・近隣小学校の苗植え出前事業	・子ども食堂 ・社会見学 ・自然観察会など

Ⅱ 3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

(ア) せせらぎ農園（東京都日野市）

■ 基本情報

- ・運営主体：一般社団法人 TUKURU（管理運営）2024.4～
- ・開設年：2008年（まちの生ごみ活かし隊が管理）
- ・面積：約0.3ha
- ・手法：生産緑地を一般社団法人 TUKURUが貸借
- ・利用形態：コミュニティガーデン（会費制）

■ 特徴

- ・環境保全・生ごみリサイクルとして、家庭から出た生ごみを収集し、コンポスト化し、作物の栽培に利用している。
- ・近くに浅川が流れているため、農園や周辺には「用水路（せせらぎ）」が流れており、「せせらぎ農園」の名前の由来となっている。
- ・ファミリー・高齢者など地域住民による利用が中心となっている。
(12,000円/年で年間利用も行っている、500円で当日参加も可)

■ 開設に至った背景

日野市が搬入していた最終処分場が満杯に迫る中、できるだけごみの排出量を減らすため、日野市がゴミ改革を実施し、リサイクルの推進やゴミ袋の有料化を行った。

その後、リサイクルできないものとして生ごみとプラスチックが残ったため、各家庭のゴミを回収し、たい肥化する実験を開始。

当初は牧場のたい肥化施設を利用していたが、施設が閉鎖されたことを機に、日野市から賃貸借を引き継ぎ、直接生ごみを土に入れる「土ごと発酵方式」による堆肥づくりを行い、これを使った野菜づくりを行う「せせらぎ農園」を始めた。

この取組を進める中で、野菜づくりを介したコミュニティの魅力に気付き、コミュニティガーデンを支え、作る会に移行した。



活動紹介掲示板



コンポスト



全景

Ⅱ 3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

(イ) たもんじ交流農園 (東京都墨田区)

■ 基本情報

- ・運営主体：NPO法人 寺島・玉ノ井まちづくり協議会
- ・開設年：2017年
- ・面積：約0.07ha
- ・利用形態：交流農園

■ 特徴

- ・民有地（寺社地）を活用し、市民緑地認定制度を受けている都市型農園で農地が存在しない墨田区において、制度的に「みどり」として位置づけられた先進事例となっている。
- ・敷地内にビオトープを整備し、農体験の場（稲作）や環境教育の場（ホテルのすみか）として活用している。地下水を水源としており、持続的な水循環の確保をしている。
- ・伝統野菜である「寺島なす」を栽培しており、地域の小学校との食農体験イベントや「青果リレー」という墨田区全体を巻き込んだイベントを実施している。

■ 開設に至った背景

戦後の宅地化により、農地が減少し、失われたかと思われていた「寺島なす」の種子が見つかったことを皮切りに、NPO法人寺島・玉ノ井まちづくり協議会で復活プロジェクトを開始。その後、「まちなか農園プロジェクト」の一環として人と人の触れ合いが生まれる場の創出に向けて、多門寺の駐車場であった土地を無償で借り受け、一から手作業で畑の開墾をした。また、整備に向けて助成金やクラウドファンディングで資金を調達した。

2018年から一部農園として供用を開始し、2019年に開園をした。



平面図



寄附者の銘板



全景

Ⅱ 3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

(ウ) 農業公園（6か所）園（東京都世田谷区）

■ 基本情報

- ・事業主体：世田谷区役所
- ・種別：区立公園
- ・主な施設：畑・果樹園
芝生・遊具広場
体験スペース
- ・運営形態：区が整備・所有
管理は委託（NPO・事業者）

■ 特徴

- ・公園と農地のハイブリットとなっており、敷地内に、作物を栽培できる農地と遊具や芝生広場などの公園機能も併設している。
- ・都市の中で農業を体験できる施設であり、野菜の栽培・収穫体験、農作業参加が可能となっている。ボランティア活動や定期的なイベントも開催されている。
- ・収穫物については販売等は不可であることから収穫祭等で区民に配布している。

■ 整備の背景

市街化の進展や相続に伴う農地の減少、農業者の高齢化等により、農地が減少していく中で、農のみどりを将来につなげる財産として残すため、「世田谷区農地保全方針（平成21年）」を策定。

現在は区内の7地区を農地保全重点地区に指定し、地区内の農地（生産緑地）を区が取得したのちに都市計画公園（農業公園）として整備している。

農業公園一覧（※は暫定活用中）

番号	公園名	地区	都市計画面積 (ha)	告示日
①	北烏山農業公園	北烏山・給田地区	0.6	令和3年1月8日
②	上祖師谷農業公園	上祖師谷地区	0.7	令和3年11月25日
③	桜上水農業公園※	桜上水地区	1.1	平成26年5月19日
④	桜丘農業公園	桜丘地区	1.1	平成23年12月27日
⑤	次大夫掘緑地	喜多見・宇奈根地区	4.6	平成28年12月2日
⑤	喜多見農業公園	喜多見・宇奈根地区	1.3	平成23年12月27日
⑥	瀬田農業公園	瀬田地区	1.3	平成22年2月5日
⑦	等々力農業公園※	中町・深沢・等々力地区	0.7	平成30年5月29日



出典：世田谷区農のみどり保全活用方針 | 世田谷区公式ホームページ

Ⅱ 3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

(工) 都市農地の保全に関わる若手農家へのヒアリング

市内農家出身で、都市農地について研究し、「かわさき若者会議」などでも活躍。現在は自宅の農業を営む方に「これからの都市農地」についてヒアリングを実施した。



秋元 友里さん

出身：神奈川県川崎市（農家出身）

学歴：東京都市大学大学院 環境情報学研究科 都市生活学専攻 修士課程 修了

これまでの活躍

- ・一般社団法人ソトバでイベントコーディネーターや記事執筆・情報発信等を経験
- ・「露地ノ実」というブランドで手作りジャムを製造販売
- ・青山ファーマーズマーケットの運営
- ・造園会社で庭師として日本庭園の管理・施工などを経験
- ・現在は親元就農し、露地野菜・果樹・ハーブの栽培、ジャムの加工・販売等を行う

ヒアリング内容

- ・橘公園など、公園にコミュニティガーデンを入れている事例があるので周辺の農家ともつながりが増えていけばいいと思う。農家同士のつながりも弱くなっているの、情報交換できる場も減ってきている。地域間のコミュニティも増えていけば良いと思っている。
- ・若い農家さんはSNSでの情報発信も上手いので、農家自身で直売所をおしゃれに作るという取組も増えてきている。
- ・自身も、都市農地を単なる生産の場ではなく、人が訪れ、農やみどりに触れられる場として活用していきたいと考えている。
- ・大学で都市農業の研究をしている際に、市内の小泉農園などの農家さんと畑を市民とつなげる取組をヒアリングした。キーパーソンとなる人が人の輪づくりのきっかけをもたらしてくれると思う。それが公園でのコミュニティファームの取組などにも入ってくると良い。
- ・「みどりって大事だよな」という共通認識はあるものの、みどりを取り込みたいけどどうやって取り入れるのかが分からない人が多いのが実態だと思うので、専門家が教える場や一緒に実践できるコミュニティが必要。
- ・市内だけではなく、近隣の都市とも情報共有を図りながら農やみどりを広めていくと良い。
- ・農家は、思っていたより大変。日中は作業に終わるので、マルシェへの出店なども思っていたより難しい。
- ・農業だけで収入を得ることの難しさもあり、盆栽販売やワークショップ・造園など、農業以外の活動も組み合わせながら取り組んでいる。

II 3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

ウ 新たな担い手を育てる仕組みづくり(参考資料)

・国土交通省が示した都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会においても、管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる戦略において、担い手の拡大と共創に向けては、中間支援組織等との連携等が方向性に示されています。

都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会 提言（概要）

◆都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～

重点戦略【1】

新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする

公園が新たな価値創出や社会課題解決の場となるよう、NbS(自然を基盤とした解決策)の視点からグリーンインフラとしての保全・利活用に計画的に取り組むとともに、市民、事業者等による利活用の状況を管理運営や再整備にきめ細かく反映し、居心地が良く誰もが快適に過ごせる空間づくりを推進。

施策の方向性

①グリーンインフラとしての保全・利活用

- グリーンインフラを導入した緑の基本計画(公園の整備・管理方針)の策定
- 緑の基本計画等に基づく自然環境の有する多機能性の戦略的な保全・利活用
- 緑の充実や再生可能エネルギーの活用等による公園のカーボンニュートラル化

②居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり

- 公園の利活用状況の点検と点検結果を踏まえた公園再生
- 公園利用者の安全・安心の確保(防災・減災、バリアフリー、老朽化対策、防犯、暑熱対策等)
- 政策関連機による社会課題対応型の機能向上(健康、福祉、子育て、教育、地域経済等)

重点戦略【2】

しなやかに使いこなす仕組みをととのえる

公園は誰でも自由に使える空間という基本的な認識の下、多様化する利活用ニーズに応え、さらには公園が機動的なまちづくりの核となるよう、公園の特性等に応じた利用ルールの弾力化、新たな可能性を探る実験的な利活用の推進など、公園を使いこなす仕組みを整理。

施策の方向性

③利用ルールの弾力化

- 画一的な利用ルールの見直しの促進(公園条例の方向性や解釈の提示等)
- 利用者等の合意形成による公園毎のローカルルールづくり(協議会の活性化)

④実験的な利活用の推進

- 公園での社会実験の事例・成果の共有
- 多様な主体による幅広いテーマの社会実験を円滑に進めるための仕組みづくり(パークラボ)

重点戦略【3】

管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる

公園管理者としての体制確保・技術継承、地域との連携等に留意しつつ、多様な主体の参画を促進するとともに、管理運営を安定的に行えるよう自主性・自律性の向上を図り、ステークホルダーとのパートナーシップにより公園の価値を共創。

施策の方向性

⑤担い手の拡大と共創

- 公園の特性等に応じた管理運営体制や役割分担の多様化
- 利活用をミッションとする体制構築(中間支援組織との連携等)

⑥自主性・自律性の向上

- 担い手の財政的な自立性の確保(計画的な収益事業実施、広域設置等)
- 民間の管理運営への参画を更に促進する仕組みづくり

⑦公園DXの推進

デジタル技術とデータの利活用により、新たな時代の都市公園の実現を促進。

施策の方向性

- 公園に関わるデータのデジタル化、オープンデータ化
- データを活用したEBPM
- DXによる新たなサービスを生み出す場としての活用
- デジタル技術、データを活用した、公園の利活用・管理運営の変革(リアルタイムデータを活用したサービス等)

II 3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

2 (3)みどりの価値を実感できるまちづくり

ア 市民と共有する施策づくり

・みどりへの無関心層も含めて市民が参加しやすく、みどりの価値を実感できる施策を展開します。

the 3-30-300 rule:



- ・すべての家庭から3本の木を観ることができる
- ・すべての地区で樹冠被覆率が30パーセント
- ・最も近い公園や緑地から300メートル



【川崎市におけるイメージ】

・みんなが3種類の植物を育てる
(ホップ、藍、ひまわり等)



・みんなが使う拠点駅周辺で樹冠被覆率が30%



※AI作成イメージ

・みんながみどりのオープンスペースに300m以内は
アクセスできる



※空白域が未達成

詳細はP25~27参照

Ⅱ 3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

2 (3) みどりの価値を実感できるまちづくり

ア 市民と共有する施策づくり (具体的なイメージ)

身近な公園の整備方針と課題

現在の整備方針

- 身近な公園(街区公園)は、小学校区単位を基準に配置1小学校区を構成する町丁目のうち、3分の2以上の町丁目に公園が配置されるよう整備

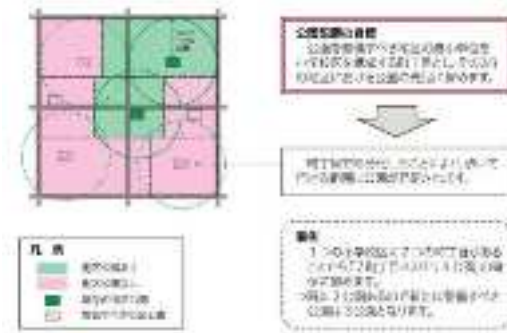
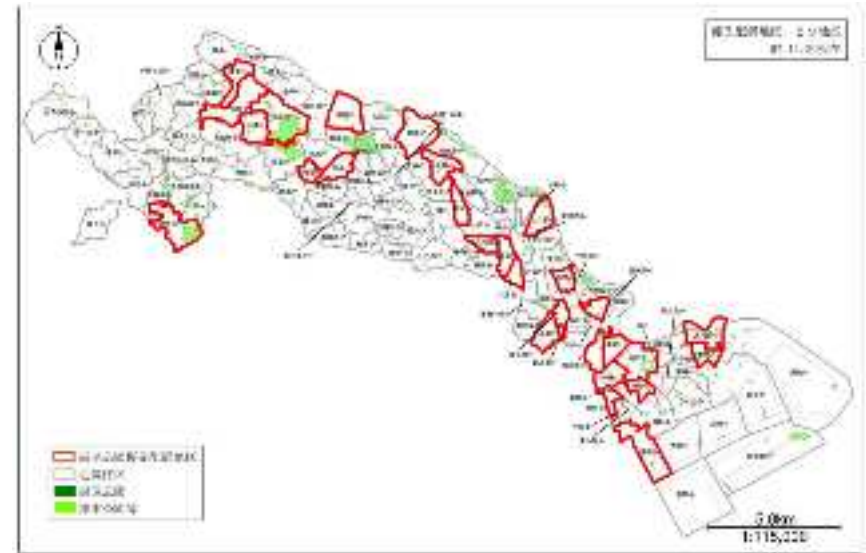


図2-31 身近な公園の整備方針(考え方) (参考)



過去10年間の身近な公園の整備状況 (H26年～R6末)

行政による新規整備公園4箇所(寄附、水道用地管理替、未整備)、提供公園48箇所⇒計52箇所
なお、提供公園の代替として20件が適用除外を選択

現状・課題

- 10年間で52公園増加しましたが、29校区で公園が不足しています。一方で、身近な公園については以下の課題もあります。
 - ✓ 面積が小さい小規模な提供公園が増えて、維持管理の負担が増加している
 - ✓ 同じ誘致圏に複数の公園が重複して配置されている
 - ✓ 配置基準が市民のニーズと合致していない
 - ✓ 面積の小さな公園が利用者のニーズを満たしていない
 - ✓ 地域の高齢化などに伴い利用が少ないと思われる公園もある

検討の方向性

- 公園の充足状況の分析評価
- 利用者がどれくらい離れた場所から公園に来ているか調査を行い、誘致距離の設定を検討
- 身近な公園に必要な機能から公園面積の基準を検討



狭小な公園の例

身近な公園の整備方針の見直しと提供公園の考え方の整理

- 整備すべき公園の面積と誘致距離を再定義
⇒公園優先配置地区の抽出 詳細はP26～27参照
⇒整備手法の検討(土地の取得含む)
⇒民間活力の導入検討
- 既存公園の統廃合・機能分散の考え方
⇒公開空地・社寺林などオープンスペースの活用も検討
- 提供公園の考え方
⇒開発規模の要件、優先配置地区との連携

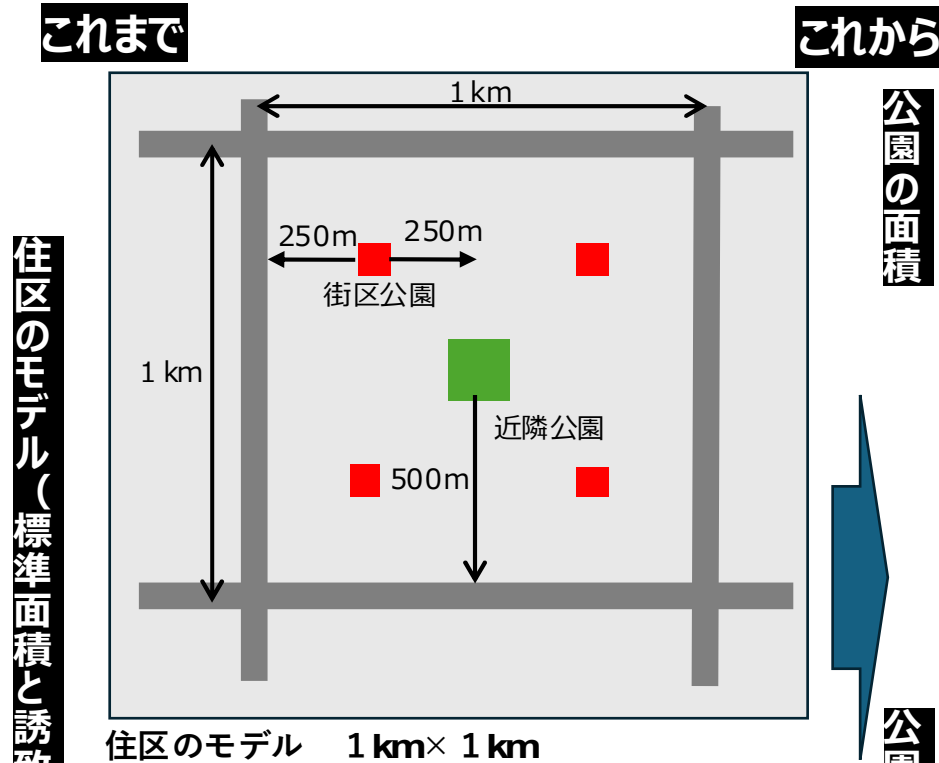
II 3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

2 (3) みどりの価値を実感できるまちづくり

ア 市民と共有する施策づくり (具体的なイメージ) 身近な公園の整備方針 (案)

引用：公園・緑地へのアクセシビリティの基準(飯田晶子委員調べ)



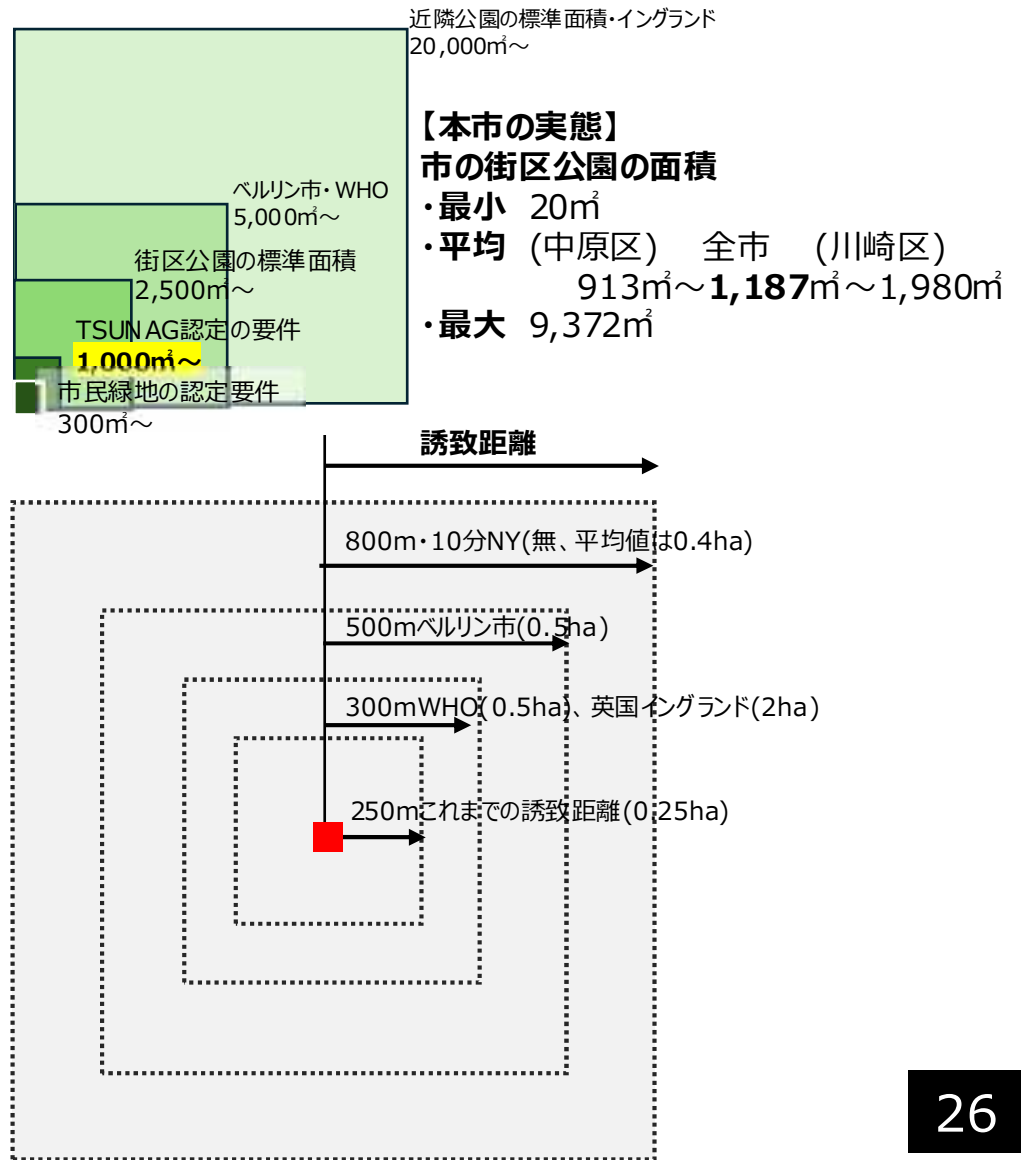
住区のモデル (標準面積と誘致距離)

公園の面積

公園の誘致距離

住区のモデル 1 km × 1 km

- 街区公園 2,500㎡を標準
誘致距離 250m
- 近隣公園 20,000㎡を標準
誘致距離 500m



II 3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

2 (3) みどりの価値を実感できるまちづくり

ア 市民と共有する施策づくり (具体的なイメージ)

身近な公園の整備方針 (案)

身近な公園の整備方針 (案)

誘致距離

- ① 3分で歩いていける250m
- ② 5分で歩いていける300m
- ③ 10分で歩いていける800m



公園面積の最低基準

- ① 公園としての最低限必要な空間を確保できる基準：300㎡以上
※市民緑地の認定要件
- ② 日常的な滞在・利用等が期待できる公園面積：600㎡以上
※300㎡と1,000㎡の中間の位置づけ
- ③ 街区公園としての一定の機能を期待できる公園の基準：1,000㎡以上
※TSUNAG認定の対象緑地の基準 (基準緩和予定)
- ④ 街区公園の標準面積：2,500㎡以上

シミュレーション

誘致距離① + 面積300㎡以上



充足率86.9%

誘致距離② + 面積1,000㎡以上



充足率79.4%

誘致距離③ + 面積2,500㎡以上



充足率90.2%

Ⅲ 多種多様な課題・複雑な社会情勢における施策の見える化

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

3 施策の見える化に向けた取組

ア システミックデザイン手法の活用

システミックデザインの考え方*を用いて、課題を生み出している構造を可視化し、課題解決につながる“ツボ”を見つけ出すことで、目指すべき将来像に向けた取組の方向性を明らかにしていく。

システミックデザインとは

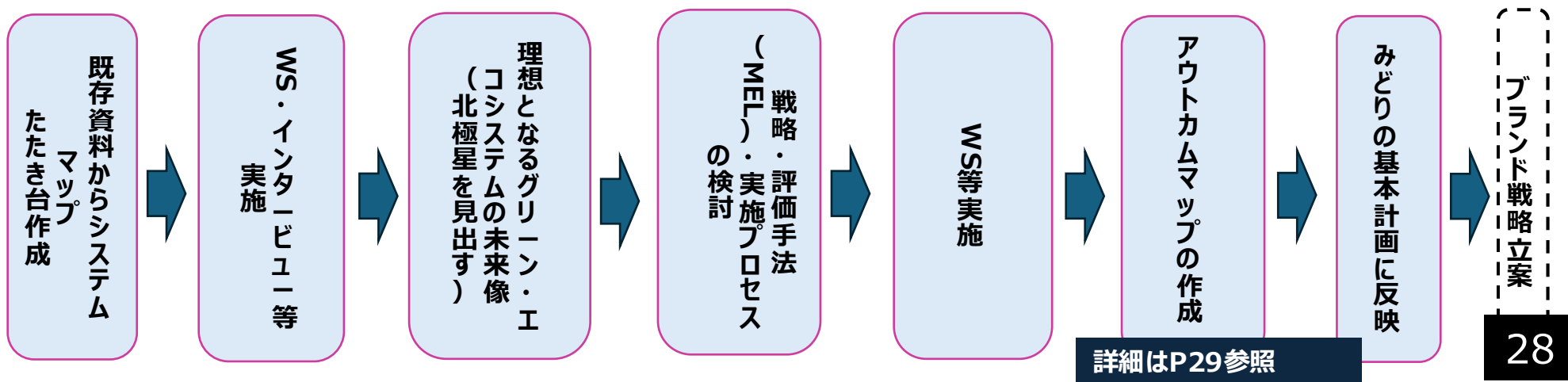
出典：ACTANT, Inc

- ・システム思考とデザインを組み合わせたアプローチ方法。
- ・システム思考とは、課題と解決策が一对でなく、多様な社会課題とその解決のための施策やそれによる成果等が複雑に関わっているシステムの全体像を理解した上でより効果的な介入施策を導き出すアプローチ方法であるが、複雑化することで理解しにくい点が課題。
- ・システミックデザインは、システム思考にデザインアプローチを導入し視覚化することで、複雑な全体像について参加者全体での共通理解を促し、協働による検討を通じて波及的な効果が望めるツボとなる施策や相乗効果が期待できる一連の施策パッケージを導き出すことが期待できる。



イ 施策の見える化に向けた全体像

- ・システミックデザインの考え方をを用いた施策の見える化として以下のようなフェイズに基づく進行を想定。
- ・WSで現況・課題整理及びその対応施策だけでなく、将来に向けた施策検討の機会にも活用することを想定



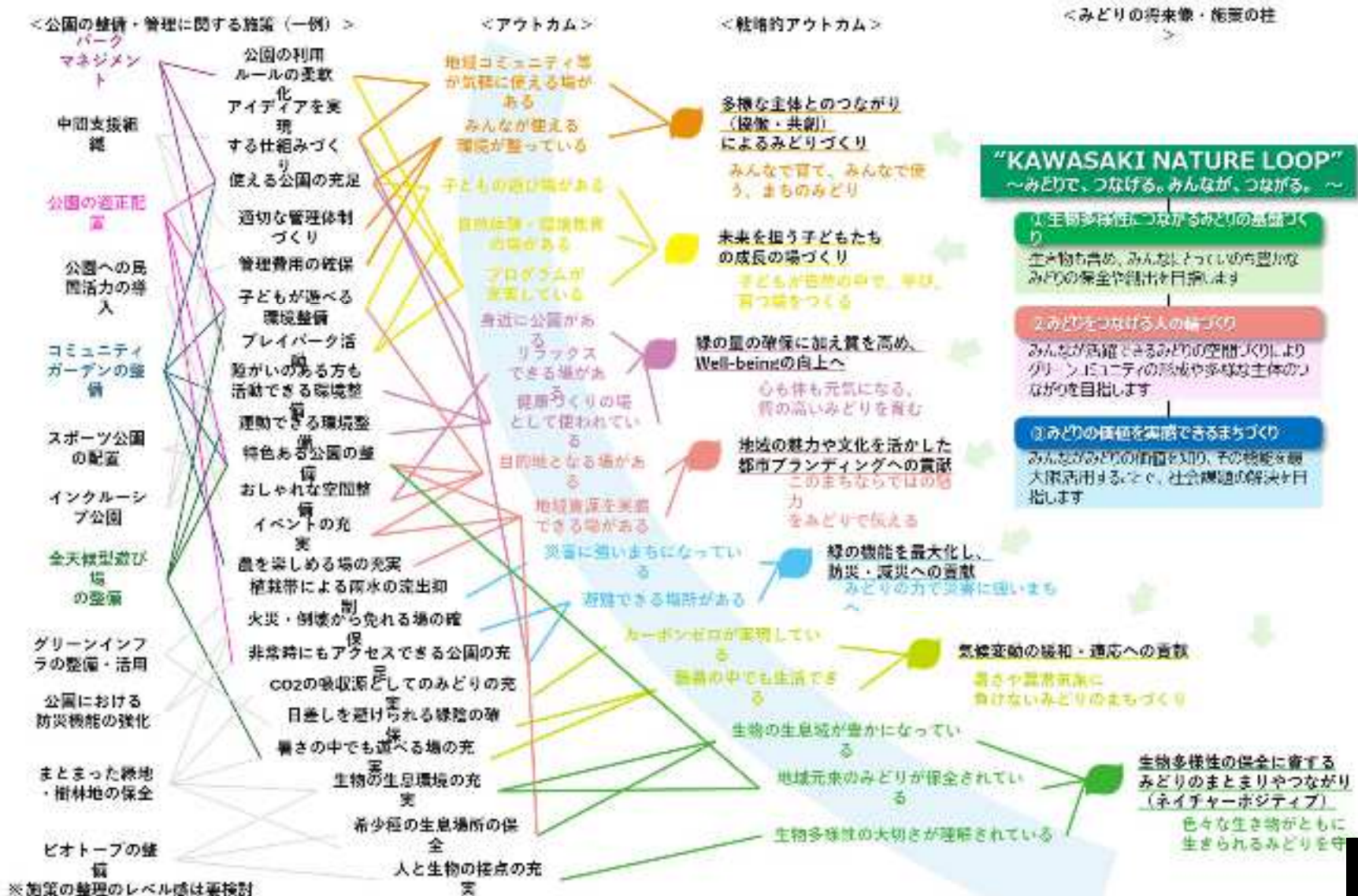
Ⅲ 多種多様な課題・複雑な社会情勢における施策の見える化

令和 8 年 6 月 3 日
第 3 回川崎市環境審議会自然共生部会

3 施策の見える化に向けた取組

ウ システミックデザイン手法の活用イメージ

・公園の整備・管理に関する施策におけるシステミックデザイン手法を用いた整理のイメージ



IV 強化すべき視点と目標値

令和 8 年 6 月 3 日
第 3 回川崎市環境審議会自然共生部会

4 強化すべき視点と目標値

ア みどりの総量に関する目標

本市の目標値	参考：他自治体事例の類似指標	
緑被率30%以上	都市緑地法 緑の基本方針 緑被率30%以上	
みんなが使う拠点駅周辺で樹冠被覆率が30%	樹冠被覆率10%以上を達成	BERLIN URBAN NATURE PACT

イ 7つの視点に基づく評価指標（案）

目標（案）	評価指標（案）	参考：他自治体事例の関連指標	
生物多様性の保全に資するみどりのまとめりやつながり（ネイチャーポジティブ）	TNFD公表企業数●社	-	-
	TSUNAG認定●箇所	①：表彰や認定を受けた優良緑地の実績 49件（2026）→新たに60件（2030）※「みどりのまちづくり賞」「おおさか優良緑化賞」「優良緑地確保 計画認定制度」 ②：民有地緑化に対する補助制度の活用実績 2件（2026）→新たに5件（2030）	大阪市 みどりの基本計画
	自然共生サイト認定●箇所	自然共生サイトの面積を増やします（新設）→ 193.9ha	横須賀市 環境基本計画 2030
	身近な生き物探し等の投稿●件	身近な生き物の認識度 9種合計（900%中）448.4%→現在より向上	仙台市 みどりの基本計画
	緑のネットワークの形成状況 ●%	-	-
	特別緑地保全地区における除草剤・殺虫剤の使用●%削減	昆虫の生態的環境を改善する。そのため、 公共の都市農業地域における農業・合成肥料の使用量を50%削減し、全ての公共の都市緑地における除草剤・殺虫剤の使用を100%中止する。	BERLIN URBAN NATURE PACT
	侵略的外来種●%への個体群管理の実施	優先して対策すべき侵略的外来種を特定し、これらの種の定着率および在来種・生息地への影響を低減するための措置を講じる。 侵略的外来種の少なくとも50%に対して個体群管理を実施し、有害ではない状態を達成する。	同上
	エコロジカルネットワークの形成に考慮した緑地確保を行う開発事業の割合●%	都市開発において人と自然の健全な共存を支援する。人々のための新たな建物やインフラを建設する際には、 在来動物の利用を促す、生物多様性に配慮した設計要素の組み込みも考慮すべきである。	同上
	生物多様性に配慮した緑化屋根や壁面緑化を採用した公共開発事業の割合●%	生物多様性に配慮した緑化屋根や緑化ファサードに関する建築基準を策定し、新たに行われるすべての民間および公共開発の少なくとも50%にそれらを適用する。	同上
	気候変動への耐性及び生物多様性に考慮した在来種を採用した緑化を行った開発事業等の割合●%	樹木・低木・その他植物種の選定にあたっては、 気候変動への耐性と種の多様性を考慮し、可能な限り在来種を優先する。同様の基準を、その他の緑の生息地（低木地、草原、ステップなど）およびそれらを構成する地被植物にも適用する。	同上
	生物多様性を重視した緑地管理基準を確立している特別緑地保全地区の割合●%	公共の都市緑地の少なくとも25%において、生物多様性を重視した緑地管理基準を確立する。	同上
開発によって減少する緑地面積以上の緑地の保全を行う開発事業等の割合●%	土壌の不透水性（ソイルシーリング）を抑止し、 都市の生物多様性に富む緑地について、純減を生じさせないこと（ノー・ネット・ロス）を目指す。	同上	
特別緑地保全地区における裸地率●%以下	風や水によって生じる侵食の悪影響を緩和するため、 露出した土壌に対して、自然に基づく解決策を導入する。	同上	

IV 強化すべき視点と目標値

令和 8 年 6 月 3 日
第 3 回川崎市環境審議会自然共生部会

4 強化すべき視点と目標値

ウ 7つの視点に基づく目標の設定（案）

目標（案）	評価指標（案）	参考：他事例の関連指標	
緑の機能を最大化し、防災・減災への貢献	みどりによる雨水浸透量●mm/h	雨水の実質浸透域率 約24.6% → 28% (H32)	港区 緑と水の総合計画
	雨庭整備数●箇所	—	—
	街路樹のCO2固定量約●t/年	二酸化炭素固定量 30,289t/年 (H22) →33,229t/年 (H26) →42,500t/年 (H32)	仙台市 みどりの基本計画
気候変動の緩和・適応への貢献	街路樹の大気汚染物質吸収量約●t/年 ※i-Tree	—	—
	街路樹の雨水流出削減量●m3/年 ※i-Tree	自然に基づく解決策として、 生物多様性を促進する施策と組み合わせたスポンジシティ型の雨水管理 を新規開発プロジェクトおよび都市再生における標準的な都市計画パラダイムとして採用。	BERLIN URBAN NATURE PACT
	—	避難場所（地区・広域避難場所）として指定された公園の数 121箇所 (R6) → 126箇所 (H32)	福岡市 みどりの基本計画
未来を担う子どもたちの成長の場づくり	子育て支援団体が利用する公園●箇所	—	—
	川崎市子ども・若者調査「子どもと一緒に遊びに行ける場所が少ない、または子供が遊ぶ場所が少ない」、「子どもが自然体験をできる場所が少ない」の回答率●%減少	地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合 71.2% (R6) →85.0% (R16)	福岡市 みどりの基本計画
	教育機関との協働を積極的に推進し、生物多様性に関する環境教育プログラムを年●回以上実施	学校、大学、その他の教育機関（例：博物館、植物園・動物園、NGOなど）との協働を積極的に推進し、教育と能力強化のための 公共の生物多様性プログラムを開発・実施	BERLIN URBAN NATURE PACT
多様な主体とのつながり(協働・共創)によるみどりづくり	企業や市民団体等による定期的な利活用が行われている公園数●公園	パークファンによる公園活用の 全24区展開 16区 (2026) →24区 (2030) みどりづくりに参加した市民割合 39.0% → 50% (H32) みどり活動イベント件数 193件/年 → 1,500件/9年 (H32)	大阪市 緑の基本計画 札幌市 みどりの基本計画 仙台市 みどりの基本計画
	市民農園やコミュニティガーデンの面積●%拡大	市民農園やコミュニティガーデンの純面積を維持、拡大することを目指す とともに、そこで生物多様性に配慮した管理を促進するプログラムを確立	BERLIN URBAN NATURE PACT
地域の魅力や文化を活かした都市ブランディングへの貢献	総合公園の利用者数●万人/年	—	—
緑の量の確保に加え質を高め、Well-beingの向上へ	検索件数●件	ポータルサイトへのアクセス数 約3万回/年 (2026) →約7万回/年 (2030)	大阪市 みどりの基本計画
	市民農園の設置数●箇所 農が体験できる公園数●箇所	身近に花や緑があり、潤いと安らぎを感じている市民の割合 85.7% (R6) →90%程度を維持 (R16)	福岡市 みどりの基本計画
	みんながみどりのオープンスペースに300m以内にアクセスできる	すべての市民が、自宅から500メートル以内（徒歩圏内）に一般に開放された緑地へアクセス できるような環境を実現	BERLIN URBAN NATURE PACT
緑化重点地区の緑視率●%	対象の路線・都市公園における緑視率（今後設定）	—	大阪市 緑の基本

IV 強化すべき視点と目標値

令和 8 年 6 月 3 日
第 3 回川崎市環境審議会自然共生部会

4 強化すべき視点と目標値

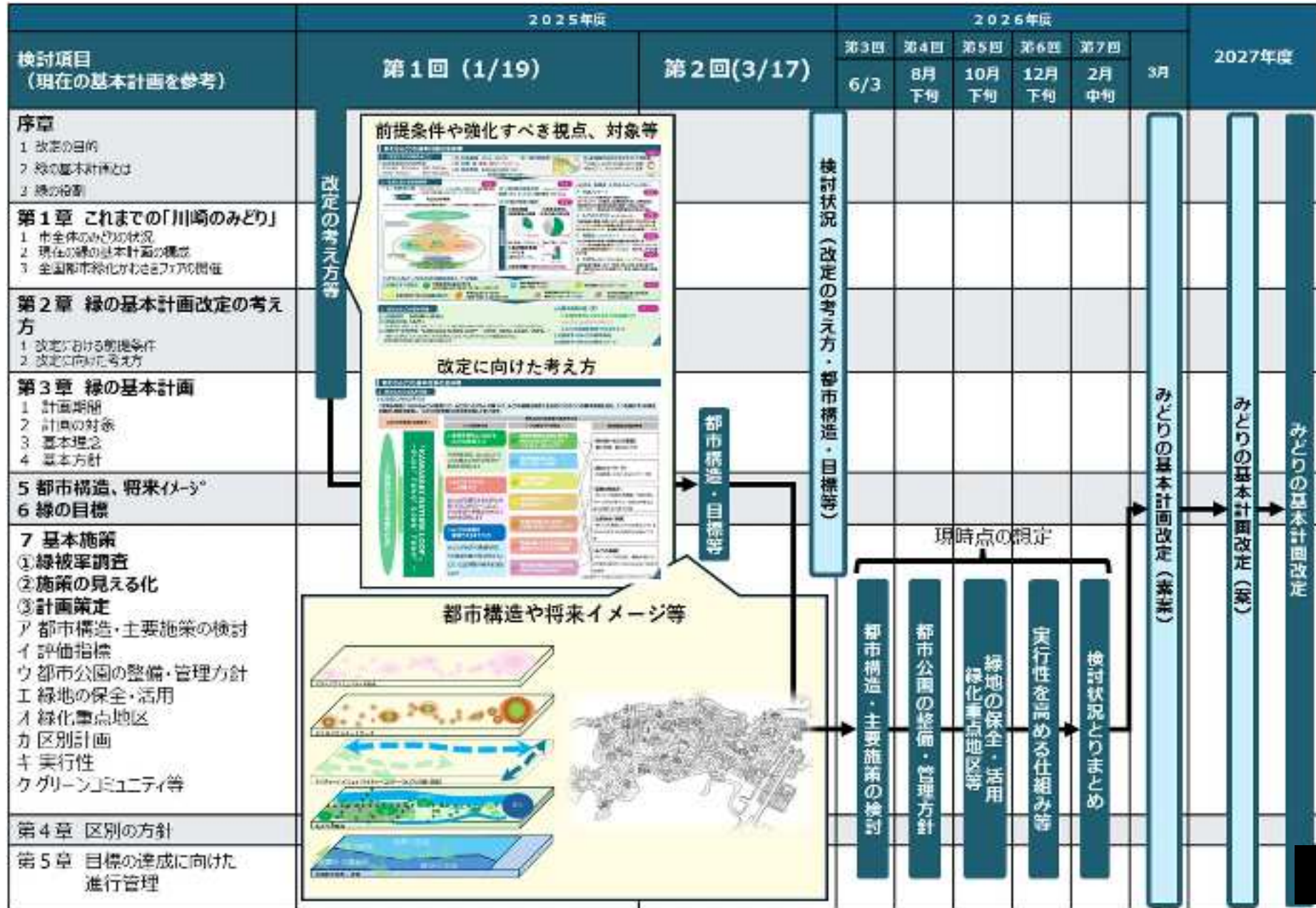
参考) BERLIN URBAN NATURE PACT への対応

BERLIN URBAN NATURE PACT		川崎市の評価指標としての適用案 (計15項目) ※赤字:川崎市版での変更箇所
1.1	教育と自然体験	・学校、大学、その他の教育機関(例:博物館、植物園・動物園、NGOなど)との協働を積極的に推進し、教育と能力強化のための公共の生物多様性プログラムを開発・実施する。 教育機関との協働を積極的に推進し、生物多様性に関する環境教育プログラムを年●回以上実施
1.2	教育と自然体験	・すべての子どもたちが自然の中での深い体験を得られるよう支援する。このため、15歳までのすべての子どもに対し、少なくとも年1日、教育的に支援された無料で完全にアクセス可能な自然の中での深い体験を提供する。 -
1.3	教育と自然体験	・森林や公園、その他の生物多様性に富む公共の緑地・水辺空間において、自然に基づく環境教育を提供するレンジャーや指導員による現場での教育活動の実現に努める。 教育機関との協働を積極的に推進し、生物多様性に関する環境教育プログラムを年●回以上実施(再掲)
2.1	種と生息地	・絶滅危惧種の保全状況を改善する。管轄区域内の生息地を保護・回復し、持続可能に管理することにより、生態学的状態が不良とされる種および生息地の少なくとも30%が、良好な状態に達するか、少なくとも改善に向かうプラスの傾向を示すことを目指す。また、これらの生息地の状態が悪化しないよう確保する。 -
2.2	種と生息地	・保護区、および保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECMs)の割合を30%に引き上げる。 -
2.3	種と生息地	・種と生息地構造の豊かさレジリエンスを高めるために、生息地の連結性を高める施策を土地利用計画の中核に位置付ける。 -
2.4	種と生息地	・昆虫の生態的環境を改善する。そのために、公共の都市農業地域における農薬・合成肥料の使用量を50%削減し、全ての公共の都市緑地における除草剤・殺虫剤の使用を100%中止する。 特別緑地保全地区における除草剤・殺虫剤の使用●%削減
2.5	種と生息地	・優先して対策すべき侵略的外来種を特定し、これらの種の定着率および在来種・生息地への影響を低減するための措置を講じる。侵略的外来種の少なくとも50%に対して個体群管理を実施し、有害ではない状態を達成する。 侵略的外来種●%への個体群管理の実施
3.1	共生	・都市開発において人と自然の健全な共存を支援する。人々のための新たな建物やインフラを建設する際には、在来動物の利用を促す、生物多様性に配慮した設計要素の組み込みも考慮すべきである。 エコロジカルネットワークの形成に考慮した緑地確保を行う開発事業の割合●%
3.2	共生	・公共の建築物に対し、建物で繁殖する種の保護措置(鳥類、昆虫、コウモリ等の生態的ニッチの模倣など)やガラス面へのバードストライクの防止措置を含む規制を策定し、導入する。 -
3.3	共生	・生物多様性に配慮した緑化屋根や緑化ファサードに関する建築基準を策定し、新たに行われるすべての民間および公共開発の少なくとも50%にそれらを適用する。 生物多様性に配慮した緑化屋根や壁面緑化を採用した公共開発事業の割合●%
3.4	共生	・公共の建築物や街路照明による都市の夜間光害を50%削減することで、昆虫・コウモリ・鳥類・両生類・植物への被害を最小限に抑える。 -
4.1	グリーンインフラと生態系	・道路を含む公共空間において、住民6人につき1本の樹木を確保することを目指す。 道路を含む公共空間において、住民6人につき1本の樹木を確保
4.2	グリーンインフラと生態系	・樹冠被覆率10%以上を達成し、各区域に最適な解決策を見出すため、地区ごとのアプローチを推進する。 みんなが使う拠点周辺で樹冠被覆率が30%
4.3	グリーンインフラと生態系	・樹木・低木・その他植物種の選定にあたっては、気候変動への耐性と種の多様性を考慮し、可能な限り在来種を優先する。同様の基準を、その他の緑の生息地(低木地、草原、ステップなど)およびそれらを構成する地被植物にも適用する。 気候変動への耐性及び生物多様性に考慮した在来種を採用した緑化を行った開発事業等の割合●%
4.4	グリーンインフラと生態系	・すべての市民が、自宅から500メートル以内(徒歩圏内)に一般に開放された緑地へアクセスできるような環境を実現する。 みんながみどりのオープンスペースに300m以内にアクセスできる
4.5	グリーンインフラと生態系	・公共の都市緑地の少なくとも25%において、生物多様性を重視した緑地管理基準を確立する。 生物多様性を重視した緑地管理基準を確立している特別緑地保全地区の割合●%
4.6	グリーンインフラと生態系	・管理された森林について、森林管理協議会(FSC)または同等の認証を取得する。管轄区域内の森林面積の10%において、森林管理体制を大幅に縮小し、原生的な状態や自然林の再生プロセスを可能にする(山火事防止のための土地管理を除く)。また、森林の皆伐を防止する。 -
5.1	ブルーインフラと水管理	・管轄区域内の劣化した淡水・沿岸および海洋生態系、湿地および泥炭地の少なくとも25%に対し、回復・再生のための措置を実施する。 -
5.2	ブルーインフラと水管理	・自然に基づく解決策として、生物多様性を促進する施策と組み合わせたスポンジシティ型の雨水管理を、新規開発プロジェクトおよび都市再生における標準的な都市計画パラダイムとして採用する。 街路樹の雨水流出削減量●m3/年
6.1	土壌の健康	・管轄区域内において、地下水に関連する汚染土壌の回復についての野心的な目標を設定し、その実現に取り組む。 -
6.2	土壌の健康	・土壌の不透水性(ソイルシーリング)を抑制し、都市の生物多様性に富む緑地について、純減を生じさせないこと(ノー・ネット・ロス)を目指す。 開発によって減少する緑地面積以上の緑地の保全を行う開発事業等の割合●%
6.3	土壌の健康	・建設工事による樹木の腐朽を防ぐため、都市樹木の周囲における土壌の締固めを緩和する対策を講じる。農業用土壌の締固めを軽減する技術的な優良事例の導入も行う。 -
6.4	土壌の健康	・風や水によって生じる侵食の悪影響を緩和するため、露出した土壌に対して、自然に基づく解決策を導入する。 特別緑地保全地区における裸地率●%以下
7.1	食と農	・農地の少なくとも10%に、生物多様性の高い多様な景観要素を有する区域を確保する。 -
7.2	食と農	・農地の少なくとも25%において、農業生態学に基づく実践を実施する。 -
7.3	食と農	・農地における合成肥料の使用量を少なくとも20%削減する。 -
7.4	食と農	・市民農園やコミュニティガーデンの純面積を維持、拡大することを目指すとともに、そこで生物多様性に配慮した管理を促進するプログラムを確立する。 市民農園やコミュニティガーデンの面積を●%拡大

V 今後の審議の主な論点とスケジュール

令和8年6月3日
第3回川崎市環境審議会自然共生部会

ア 審議スケジュール



V 今後の審議の主な論点とスケジュール

令和 8 年 6 月 3 日
第 3 回 川崎市環境審議会 自然共生部会

イ 各回の論点

今後の部会における審議の考え方と論点、強化すべき視点については、次を予定しています。（個別施策は既存計画によりお示ししています。）

	第4回 都市公園の整備・管理方針	第5回 緑地の保全・活用	第6回 緑化重点地区、区別方針等	第7回 実行性を高める仕組み、素案
考え方	都市公園の配置基準を見直すとともに安全安心な公園の実現と地域ニーズを踏まえた魅力的な公園づくりを行う	樹林地と農地を含めた里山環境を保全、育成し、本市の自然的環境を未来に引き継ぎます	緑化推進重点地区における取組の推進に向けて拠点駅周辺のまちづくりや大規模事業所の土地利用転換と連携し、みどりのまとりまりやつながりを創ります。	多様な主体との協働・共創をさらなる高みにつなげるとともに、時代の変化に応じ、アジャイル型の取組を進め、施策のロジックツリーによるアウトカムの確認と振り返りができる仕組みを目指します。
既存計画に基づく施策内容	<p>18 地域特性に応じた特色のある公園緑地の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模公園等の整備推進 霊園の整備推進 港湾緑地の整備推進 地域特性・個性に応じた公園の整備推進 都市計画公園のあり方の検討 <p>19 身近な公園の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩いて行ける身近な公園の整備推進 <p>20 安全安心な公園緑地づくりに向けた管理と機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園の維持管理の充実 公園内有料施設の適正管理 公園の機能回復 市民活動による緑の資源活用 <p>35 公園の柔軟な運営による魅力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園への民間活力の導入 <p>16 多摩川緑地の適切な管理と持続的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 多摩川緑地の維持管理の充実 都市景観と調和した河原風景の保全 <p>15 多摩川緑地施設の利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 多摩川における施設整備の推進 民間活力による多摩川のポテンシャルの活用促進 <p>38 多摩川の利活用による地域活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域自治体との協働、連携による沿川地域の活性化 沿川地域のまちづくりの推進 	<p>10 多様な機能を発揮する樹林地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑地総合評価・川崎方式 特別緑地保全地区の指定拡大 緑の保全地域の指定拡大 緑地保全協定の締結拡大 ふれあいの森（市民緑地）の保全契約の推進 樹林地保全における協働の取組の拡大 <p>11 地域に残された身近な緑の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> 保存樹木・樹林・生垣の指定 まちの樹の保全 <p>12 開発事業等における樹林地の保全、回復及び創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然的環境保全配慮書に関する助言指導の推進 <p>13 保全された樹林地の適切な管理と持続的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管理計画の作成及び適切な運用 緑地環境の健全性確保 <p>37 地域連携による里地・里山の保全と利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域・近隣自治体との連携 多様な主体の連携による里地里山の保全・活用 <p>21 多面的な機能を有する都市農地の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の保全 農地の活用 <p>22 持続的な営農に向けた「農」への参加と理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「農」とふれあう機会の創出 「農」の担い手の育成 	<p>23 地球環境に配慮した緑化活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な緑化活動の推進 緑化推進重点地区における持続的な緑化推進 地域緑化推進地区認定の推進 <p>28 公共空間の緑化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎・学校等の公共空間の緑化推進 公益的施設の緑化推進 <p>29 事業所による緑化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> みどりの事業所の推進 川崎市特定工場緑地整備基本方針に基づく緑化の誘導 <p>40 臨海部において市民が親しみ憩える良質な緑の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然・景観・オープンスペースを活用したレジャー機能の発揮 	<p>1 緑の活動への多様な主体の参加と持続可能な活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> さまざまな主体の参加促進 さまざまなボランティア団体の設立・活動継続の促進 <p>4 緑の人材育成と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑の人材バンクの充実と活用 ボランティアの育成推進 <p>5 緑の活動に対する支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑のボランティアセンターを通じた支援の充実 <p>6 市民・民間企業の緑の取組に対する表彰等による活動意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑の取組に対する表彰等の実施 民間企業の環境配慮意識の向上 <p>8 緑の魅力の発掘及び情報発信の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果的な緑の情報発信の推進 「緑豊かな川崎」のイメージPRの充実 緑の実態調査の実施 <p>24 緑化助成制度の普及と充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑化助成制度の活用による緑化運動の促進 川崎市緑化基金の効果的な活用

色分け：既存計画の3つの基本施策
 緑字：Ⅰ 緑のパートナーづくり
 青字：Ⅱ 緑の空間づくり
 ピンク字：Ⅲ グリーンコミュニティづくり

V 今後の審議の主な論点とスケジュール

令和 8 年 6 月 3 日
第 3 回川崎市環境審議会自然共生部会

ウ 強化すべき視点の実現に向けた取組

強化すべき視点に関連する既存の事業は次の通りとなりますが、施策の見える化等を踏まえ、整理してまいります。

 生物多様性の保全に資する みどりのまとまりやつながり (ネイチャーポジティブ)	 緑の機能を最大化し、 防災・減災への貢献	 気候変動の緩和・ 適応への貢献	 未来を担う子どもたちの 成長の場づくり
<p>25 生物多様性に配慮した公園緑地の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 公園における緑と水の空間の整備 <p>27 河川等の水辺地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 河川環境の保全・整備 □ 水環境の保全 	<p>17 公園緑地の防災機能整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 大規模公園における防災機能の強化 □ 帰宅困難者対策に資する公園機能の向上 □ 身近な公園における防災機能の検証 □ 防災に資する緑のネットワークの形成 <p>31 緑を通じた防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 地域協働による防災空地の確保 □ 公園における防災活動の促進 	<p>3 市民や民間企業等の緑化意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 市民、民間企業等との協働による植樹運動の推進 <p>26 街路樹・グリーンベルトの充実と適正な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 街路樹整備による緑化推進 □ 街路樹の適正管理 <p>39 多様な主体との連携による風の道の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 空間活用による実感できる緑の創出 	<p>7 環境学習における「緑育」の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 自然環境を知る機会の充実 □ 環境課題の解決に向けた取組の推進と理解の促進 <p>32 緑を通じた子育て環境の向上と健康増進</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 子育て環境づくりとしての公園の活用 □ 身近な公園を拠点とした健康増進活動の推進
 多様な主体とのつながり (協働・共創)によるみどりづくり	 地域の魅力や文化を活かした 都市ブランディングへの貢献	 緑の量の確保に加え質を高め、 Well-beingの向上へ	
<p>2 民間企業・教育機関等の参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 民間企業や教育機関との協働による緑の保全活用の取組の促進 □ 民間企業による緑化の取組の促進 <p>9 人材の交流、連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 活動団体の交流促進 <p>34 市街地における緑とオープンスペースの確保と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 地区計画等による緑化推進 □ 公開空地の誘導 	<p>14 緑と調和した都市景観の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 緑を活かした良好な街並みづくりの支援 □ 景観資源としての樹木の保存 <p>33 大規模公園緑地等における緑を核としたまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 多様な主体と連携したまちづくりの推進 □ グリーンコミュニティの形成の促進 <p>36 緑と一体となった地域資源の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 地域の歴史資源の保全と活用 □ 自然環境を活用したウォーキングルートの設定 	<p>30 地域コミュニティ形成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 身近な公園を拠点とした地域コミュニティ形成の推進 □ 身近な公園の利活用促進 	